

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 鴛海 豊

## 1 日 時

令和元年7月26日（金） 午後1時30分から  
午後3時26分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

鴛海豊、御手洗吉生、志村学、古手川正治、守永信幸、玉田輝義、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

吉村哲彦

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第60号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、賛成多数をもって決定した。
- (2) 第52号議案のうち本委員会関係部分及び第73号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
第72号議案及び第74号議案から第79号議案までについては、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。
- (3) 宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の土砂災害の防止に関することについて、執行部から請願処理結果の報告を受けた。
- (4) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (5) 平成30年度予算の繰越しについて、指定管理施設の利用料金の改定及び指定管理者の更新について、大分県地域強靱化アクションプラン2019の策定についてなど執行部から報告を受けた。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (7) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	矢野順子
政策調査課政策法務班	主幹	光延慎一

# 土木建築委員会次第

日時：令和元年7月26日（金） 13：30～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：30～16：00

### (1) 合い議案件の審査

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 72号議案 大分県道路占用料徴収条例の一部改正について

第 73号議案 大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第 74号議案 河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について

第 75号議案 海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について

第 76号議案 大分県港湾施設管理条例等の一部改正について

第 77号議案 大分県入港料条例の一部改正について

第 78号議案 港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について

第 79号議案 大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について

### (3) 請願処理結果の報告

請願 35-2 宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の土砂災害の防止に関することについて

### (4) 県内所管事務調査のまとめ

①生活の安全・安心を高める道路整備について

### (5) 諸般の報告

①平成30年度予算の繰越しについて

②指定管理施設の利用料金の改定及び指定管理者の更新について

③大分県地域強靱化アクションプラン2019の策定について

④「豊ちやく2019」について

⑤大分県自転車活用推進計画の策定に係る進捗状況について

⑥国道212号（仮）鎌手トンネル工事の進捗状況について

⑦大分県土砂災害避難促進アクションプログラムの策定について

⑧大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について

### (6) その他

### 3 協議事項

16:00~16:05

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

### 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日は、委員外議員として吉村議員に出席いただいています。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

まず、審査にさき立ちまして、執行部から発言をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

**湯地土木建築部長** それでは、最初にお礼を申し上げます。

鴛海委員長をはじめ土木建築委員の皆さまには、去る6月4日から27日までの間、延べ6日間にわたって土木建築部の所管事務調査を実施していただきました。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。各事務所で御指導、御助言をいただいた点について、今後の土木建築行政にしっかりといかしたいと思っています。大変ありがとうございました。

さて、おととい梅雨が明けまして、今年はそれほど大きな被害は発生していませんけれども、気を緩めることなく災害に備え、土木建築部一丸となって防災・減災対策に取り組んでいきたいと思っています。また、九州北部豪雨や台風第18号災害の早期復旧・復興に全力で取り組むとともに、事業の早期発注や施行時期の平準化に努め、大分県版地方創生はもとより、建設業の働き方改革や就労環境改善をしっかりと支援をしていきたいと思っています。引き続き御指導、御助言をよろしく願います。本日の委員会もどうぞよろしく願います。

**鴛海委員長** それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案9件及び、合い議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

はじめに、総務企画委員会から合い議のありました第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**三村公園・生活排水課長** 第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、公園施設の使用料の改正について御説明します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページを御覧ください。

1の改正の理由ですが、令和元年10月1日からの消費税法改正に伴い消費税率が10%に引き上げられるため、使用料の改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、課税対象の使用料について、別表第1の抜粋のとおり約2%増の改正を行うものです。

次に、資料2ページを御覧ください。

ただいま御説明した使用料のうち、大分スポーツ公園の照明設備の増設に伴う、使用料の改正について御説明します。

1の現状ですが、ラグビーワールドカップ開催に向けて、組織委員会が示す照明基準を満たす必要があることから、ドーム照明の最大照度を1,500ルクスから2千ルクスとするために照明の増設を行いました。

2の改正内容ですが、この照明増設に伴い、新たに利用が可能となる最大照度2千ルクスの使用料を設定するものです。

3の施行期日については、いずれも改正消費税法施行日と同日の令和元年10月1日です。

**樋口建築住宅課長** 第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、建築士法関係事務に係る手数料の改正について御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

今回の改正は10月1日に予定されている消費税の税率引上げを主な理由として、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められている建築士法関係の標準額が改定されたことに伴い、引上げを行うものです。

県が所管する二級建築士又は木造建築士の免許手数料については、国が示した標準額のとおり1万9,200円から1万9,300円に100円の引上げとなります。同じく二級建築士試験又は木造建築士試験の手数料についても1万7,700円から1万7,900円へ200円の引上げとなります。

**鷺海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鷺海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鷺海委員長** 別に、御質疑等もないので、第60号議案について、採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鷺海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鷺海委員長** 賛成多数であります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**湯地土木建築部長** 第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）の土木建築部関係の総括的な内容について、御説明します。

先日の予算特別委員会での説明と重複する部分もありますが、御了承ください。

委員会資料の4ページをお開き願います。

令和元年度7月補正予算説明資料です。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載しているとおり、一般会計について、総務費で4,891万1千円、土木費で310億1,009万3千円、災害復旧費で76億3,520万円、総額で386億9,420万4千円の増額をお願いするものです。

次に、その下の表の2の土木建築部の令和元年度予算額の区分欄、一般会計の上から7行目の計の欄を御覧ください。

既決予算額703億6,621万7千円に、

その右の今回補正予算額386億9,420万4千円を増額しますと、さらにその右の計の欄にあるとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は、1,090億6,042万1千円です。

さらにその下の内訳を御覧ください。

今回の補正予算額については、公共事業が314億1,507万9千円、その内訳としては、一般公共事業費が195億1,771万6千円、災害関連事業費が6億3,210万円、国直轄事業の負担金が34億3,285万7千円、住宅建設費が1億9,720万6千円、災害復旧事業費が76億3,520万円です。

その下、非公共事業は、72億7,912万5千円です。

続いて3の債務負担行為の補正ですが、一般会計の追加分として、1件2,100万円の増額、一般会計の変更分として、4件25億2,035万8千円の減額をお願いするものです。

以上で総括的な説明を終わります。

補正事業の詳細については、関係課長から説明しますが、先日の予算特別委員会でも御説明した事業は、説明を省略しますので、御了承願います。

**渡辺土木建築企画課長** 第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、土木建築企画課関係分について御説明します。

まず、土木建築部関係分の債務負担行為について御説明します。

委員会資料の5ページを御覧ください。

1の債務負担行為の補正（追加分）です。

表の1番目の都市政策推進費については、大分スポーツ公園へのアクセスなど県都大分市の交通円滑化を図るため、新公共交通システムの導入可能性や自家用車利用の円滑化等について検討業務を行うにあたり、令和2年度までの2か年、限度額2,100万円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、2の債務負担行為の補正（変更分）です。

表の1番目の国道442号道路改良事業から4番目の大分スポーツ公園等管理運営委託料までの4件全てについては、表右端の備考欄に整理分と記載してあるとおり、30年度2月補正で御承認いただいた債務負担行為の変更分を、今回の補正で改めて令和元年度予算に反映させるものです。

続いて今回補正する事業について、お手元の令和元年度土木建築部予算概要により御説明します。

17ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、建設業育成指導費補正額5千万円は、県が金融機関に資金を預託することで、協調融資により4倍の融資枠を得て、大分県建設業協同組合連合会を通じて公共工事施工のための運転資金や、建設資材の調達資金を建設業者に融資するものです。

**種蔵道路建設課長** 道路建設課関係の補正予算について御説明します。

引き続き、予算概要の21ページをお開きください。

事業名欄上から3番目、（公）国直轄道路事業負担金補正額18億1,784万6千円は、国土交通省が直轄管理する一般国道の改築等事業の負担金です。

**藤崎道路保全課長** 道路保全課関係の補正予算について御説明します。

予算概要の23ページをお開きください。

上から3番目、（単）交通安全事業費補正額

1億4,720万円は、道路利用者の安全を確保するため、防護柵や道路標識、道路照明などの交通安全施設の新設や維持補修を実施するものです。

その下、（単）道路防災事業費補正額2億7,750万円は、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保するため、防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を実施するものです。

次に、26ページをお開きください。

上から2番目、（単）道路改良事業費補正額12億2,308万円は、集落から病院へのアクセス、通学・買物等の利便性の向上など、生活の安全・安心を高めるため、未改良区間の拡幅や線形改良などの整備を実施するものです。

**古庄河川課長** 河川課関係の補正予算について御説明します。

予算概要の32ページをお開きください。

上から2番目の（公）ダム情報基盤総合整備事業費補正額5,075万円は、洪水時における県民の避難準備時間や関係機関の水防初動体制の確保のため、ダム諸量等のダム情報を提供するためのシステム改修を実施する経費です。

次に、その一つ下、（公）国直轄河川事業負担金補正額11億8,130万4千円は、国土交通省が管理する一級河川の直轄区間の河川改修工事及びダム事業等に対する負担金です。

**外池港湾課長** 港湾課関係の補正予算について御説明します。

予算概要の38ページをお開きください。

一番下の（公）国直轄海岸事業負担金補正額1億8,020万円は、大分臨海工業地帯の背後地に生活する県民の生命・財産などを守るため、国土交通省が直轄事業として実施する大分港海岸の護岸改良整備に対する負担金です。

次に、40ページをお開きください。

上から4番目、（公）地方港湾改修事業費、補正額2億5,011万7千円は、地域の特性をいかした地域開発を図るため、臼杵港などの岸壁や泊地等の諸施設の整備を実施するものです。

その二つ下、（公）港湾改修統合事業費補正

額1億5,381万5千円は、姫島港などにおいて、岸壁や防波堤等の既存施設の機能維持及び利便性の向上を図るため、維持補修及び局部改良を実施するものです。

**高橋砂防課長** 砂防課関係の補正予算について御説明します。

予算概要の45ページをお開きください。

事業名欄の一番上の(公)火山砂防事業費補正額4億2,621万2千円は、火山性の地質が広がる地域にて、頻発する土砂災害から住民の生命や財産を保全するため、土石流等のおそれのある箇所について、流木捕捉効果の高いスリット付砂防堰堤の整備等を実施するものです。

次に、下から3番目の(公)砂防災害関連事業費補正額660万円、その一つ下の(公)緊急砂防事業費補正額5億940万円、その一つ下の(公)緊急地すべり対策事業費補正額3,600万円、次の46ページの一番上、(公)緊急急傾斜地崩壊対策事業費補正額6,600万円ですが、これら四つの事業は、豪雨等による土砂災害発生時に、機動的に緊急対策に着手できるよう、砂防堰堤などの整備に係る経費をあらかじめ確保するものです。

**岡本都市・まちづくり推進課長** 都市・まちづくり推進課関係の補正予算について御説明します。

予算概要の52ページをお開きください。

上から3番目、(単)街路改良事業費補正額1億2,322万8千円は、別府市の山田関の江線ほか都市計画道路6路線の整備促進を図るものです。

その一つ下、(公)街路改良事業費補正額14億2,792万4千円は、大分市の庄の原佐野線ほか、都市計画道路5路線の整備促進を図るものです。

**大野公営住宅室長** 公営住宅室関係の補正予算について御説明します。

予算概要の61ページをお開きください。

上から3番目、(公)既設公営住宅改善事業費補正額1億9,720万6千円は、既設の公営住宅において、大分県公営住宅等長寿命化計画に基づき、住棟を計画的に改修するものです。

なお今回は、高齢者向け改善工事33戸、給水管更新工事5棟、外壁改修工事2棟、屋上防水改修工事6棟を行います。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

**堤委員** 一つ目、まず23ページの身近な道改善事業です。これは補正と合わせて8億円、大体近年8億円がずっと続いています。市町村を通じてきますから、非常に需要が多い事業だと思います。昨年度の実績及び採択の状況と、今年度の計画はどうなっているのか教えてください。

二つ目、44ページ、(単)急傾斜地崩壊対策事業です。昨年度の保全対象5戸以上の県営と5戸未満の市町村営の実績はどういう状況か。また、県営や市町村営の要望は多いと思うが、毎年どれぐらい要望があがってくるのか。順番待ちで、災害が起きてしまっただけでは遅いわけですから、やっぱり今後予算増額を含めて対応すべきではないかなと思います。市町村からも結構そういう要求はあがっていると思うが、検討しているのか。

次は49ページ、都市政策推進費です。昨日ちょうど大分市と大分市選挙区の県議との懇談会があったので、その中で大分スポーツ公園のアクセスなど、大分市の交通円滑化について話を聞きました。その中で、バスの高速輸送システムBRTとか岡原花公園周辺の駐車場の検討というのが出たんだけど、この都市政策推進費との関わり、県と市が一緒になってやるのか教えてください。

最後に60ページ、県営住宅ストック活用推進事業。これは空き住戸の老朽箇所の補修とか浴室とか給湯器の設置等をするという説明があるんですけども、4階と5階といったところもこれに該当するのか、補修をするのか教えてください。

**藤崎道路保全課長** 身近な道改善事業について、細かい数字が今手元にないですが、年間各土木事務所10件ずつぐらいで120件ぐらい行っていると思います。細かい数字はまた後ほど。



（「ごめん。今年度の計画」と言う者あり）今年度も同じぐらいです。

**高橋砂防課長** 急傾斜事業ですけれども、まず市町村営の方ですが、昨年度は35か所実施しています。今年は33か所を予定しています。市町村からは今600か所ぐらい要望があがっています。

続いて県営の方ですが、公共と単独費合わせて、今年度は92か所を予定しています。昨年度もこれぐらい実施しています。要望箇所も、かなりの数があがっています。

それと予算の状況ですけれども、急傾斜事業はこれまで市町村営合わせて大体18億円から19億円の予算を計上していましたが、今年度については予算書の46ページの4番目に砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費、有利な起債を活用した事業として13億円計上しています。これまで19億円程度だったのが、これを含めると今年度は25億円程度になり、予算を多く計上しています。引き続き砂防課としては急傾斜に力を入れて整備を進めていきたいと考えています。

**岡本都市・まちづくり推進課長** 大分スポーツ公園のアクセスについてお答えします。

委員会資料の5ページを御覧ください。

さきほど言われた新交通システムの導入可能性や大分スポーツ公園への自家用車等のアクセス改善については、7月12日の代表質問でもお答えしていますけれども、都市・まちづくり推進課と大分市の都市計画課が共同事務局となり、都市政策推進費によって事業を進めています。また、予算についても、令和元年度に900万円、令和2年度債務負担行為で2,100万円計上し、計3千万円となっていますが、大分県と大分市がそれぞれ2分の1ずつ出し合って検討を進めます。

**大野公営住宅室長** 県営住宅ストック活用推進事業ですけれども、まず老朽化箇所の応急補修については、基本的な点検は終わっていて、その中で特に危険だと判定されたところを、この事業費の中で詳細な点検を行って補修箇所を定めて工事を行います。

それから、空き住戸の浴槽改善工事については、今年度は大分市内なんですけれども、入居の希望倍率が基本的に高い団地で、上層階で空き住戸があるところを選び、まずそこから工事を始めていく計画にしています。

**堤委員** その大分市内の入居倍率の高い団地の高層階の改修は、今年度どういうところを想定をしているのか分かれば、一つ。

さっき急傾斜地の関係で、市町村事業が600か所ぐらい要望があるということで、毎年33とか35で推移してるんだけど、結局災害が起きてしまったら遅いわじゃないですか。優先順位を決めて工事を発注するんだろうけども、いつ頃終わるのか、ちょっと残りが多すぎるなという感覚はあるんだけど、そこら辺は県としてどう考えていますか。その2点を再度聞かせてください。

**大野公営住宅室長** まず浴槽設置の予定箇所ですが、戸数は30戸を予定していますが、実は今、どこをするというのは検討中で、予算を御承認いただいたらすぐに執行できるように、ただいま準備中です。

**高橋砂防課長** 急傾斜対策事業の展開の方向性ですけれども、危険箇所が大変多く、例えば県が対策を取る5戸以上のところ、県下に3,300か所ほどあります。そのうち対策済みが約32%というところで、やはり現在の予算規模ではかなりの年数がかかると考えています。

また、市町村営、現下が1戸以上4戸以下、これも1万か所ぐらい対策を施す必要があると考えていますが、現在終わっているのが1,600か所ぐらいで、とてもハードだけの対策では県民の人命を守ることは難しいです。そこでソフト対策として、現在、土砂災害危険箇所の基礎調査をしてどこの斜面が危険だということを我々が警戒区域の指定をし、それを受けて市町村が危険な斜面がどこにあるか、どこに避難すればいい、どういうルートで避難をすればいいというハザードマップを急ぎ作成しています。危険の場所、あるいは逃げる方法などを住民の方々に知っていただき、土砂災害から県民の生命を守っていくことも大切だと考え、ハード、

ソフト両方の視点から急傾斜の対策を進めていきます。

**藤崎道路保全課長** さきほど、身近な道改善事業の箇所数です。平成30年度が115か所対応しています。今年度は120か所の予定です。

〔「はい、いいです」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それでは委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

**吉村委員外議員** 二点だけお伺いします。

52ページの街路改良の庄の原佐野線はどういったところまで進んでいるのかというのを一点お伺いします。

もう一点が、今、堤委員からもありましたが、49ページの大分スポーツ公園関係で、実は昨日、今日と県の中体連が行われていると思います。武道スポーツセンターができて、陸上競技とバスケットが昨日、今日で開催されています。私、昨日の午前中見に行ったんですけども、2競技開催されているだけでも駐車場がない。恐らくバスの駐車場が余りないのかと思うんですが、この駐車場の枠をはみ出て自由に止めているので、駐車スペースが潰れていると。2競技で駐車場が足りなくて、保護者の方が非常に離れたところに止めて、わざわざ歩いてくるような状況が昨日、今日と起こっています。そういった際の駐車場の確保に関して、お考えがあれば伺います。

**岡本都市・まちづくり推進課長** 庄の原佐野線下郡工区の現時点での進捗状況をお答えします。

現在、当街路事業に関わる建物の調査委託を進めており、それに基づき大分県土地開発公社が用地交渉等にあたるよう準備を進めているところです。

**三村公園・生活排水課長** スポーツ公園の渋滞が昨日、今日と発生していたことについてお答えします。

実は、平成30年の11月にキリンチャレンジカップ——大渋滞を起こしたサッカーのイベントがあり、あれは日本サッカー協会が主催した民間のイベントだったんですけども、そ

れを契機に渋滞対策会議を開催しました。4回ほど集中的に開催し、留意事項をしっかりとまとめ、民間事業者がイベントの主催者の場合も、指導や助言をしていこうということになりました。

スポーツ公園には5千台の駐車スペースがあります。早速、この渋滞対策会議を踏まえて、ゴールデンウィークのサガン鳥栖戦に2万5千人観戦客が入りましたが、我々の留意事項を伝えたことにより、大きな混乱もなくうまくいっています。武道スポーツセンターにおいて混乱があったということを今伺いました。教育委員会が武道スポーツセンターを所管していますが、この情報を伝え、運営方法についてもイベント主催者に伝えたいと思います。（「ありがとうございます」と言う者あり）

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、第52号議案について、採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第72号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について執行部の説明を求めます。**藤崎道路保全課長** 第72号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について御説明します。土木建築委員会資料の6ページをお開きください。

本条例は、国の道路法施行令に準拠し、道路占用料の徴収など必要な事項を定めています。

今般、消費税法等が一部改正されたことに伴い、条例改正を行うものです。

道路占用料は、占用期間が1月未満である場合に限り、課税対象となっていることから、消費税法等の改正により、占用期間が1月未満である場合の税率を8%から10%に改正するものです。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありません

か。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に、御質疑等もないので、これより採決をします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第73号議案大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び第76号議案大分県港湾施設管理条例等の一部改正については関連議案ですので、一括して執行部の説明を求めます。

**渡辺土木建築企画課長** 資料7ページを御覧ください。

放置艇対策に関し、土木建築部から本議会に2議案を上程していますが、その概要について御説明します。

(1) 現状・課題にあるとおり、県内では約5,700隻の放置艇が存在しており、津波による二次被害等が懸念されることから、早急な係留保管の適正化が求められています。

このため(2) 対策のとおり、県では放置艇の解消に向け、ソフトとハード両面から対策に取り組むこととしており、船舶所有者等に対する説明会の開催や行政指導等を実施するとともに、必要に応じて係留保管場所を確保します。

また、本年4月には、今年度施行された大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例に基づき、全県に先駆け佐伯地区を適正化推進区域に指定し、行政指導の徹底や港湾等における係留施設及び河川における暫定係留

施設の整備を行うなど、係留保管の適正化に重点的かつ優先的に取り組んでいるところです。

こうした取組を佐伯地区はもとより他の地区でも進めていくとともに、係留に関する許可手続や、施設使用料等を定めた関係規定が必要となることから、土木建築部からは(3) 条例の制定・改正にある2議案を上程しています。

各条例の詳細については、担当課長より御説明します。

**古庄河川課長** 資料の8ページを御覧ください。

第73号議案大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明します。

1 経過及び理由ですが、平成31年4月1日に施行した大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の規定に基づき、4月12日に佐伯港及び中江川、中川を適正化推進区域に指定したところです。

なお、適正化推進区域内における措置として、適正化推進区域を指定したときには、適正に係留保管をすることができる場所の確保に努めるものとする規定しています。

また、不法係留対策の取組が先行しています佐伯地区において、平成31年1月に中江川及び中川における不法係留対策に係る計画書を策定し、中江川及び中川に暫定係留施設を整備する区域を設定するとともに、令和元年度中に係留施設を整備し、令和2年4月から運用を開始する計画を定めたところです。

これらのことから、中江川及び中川に暫定係留施設を設置し、令和2年度からの運用を開始するにあたり、施設の設置及び管理について必要な事項を定める本条例を制定するものです。

次に、条例の概要について御説明します。資料9ページを御覧ください。

まず2設置ですが、河川におけるプレジャーボート等の適正な係留場所の確保並びに県民生活の安全の保持及び良好な生活環境の保全を図るため、と規定しました。

次に、3名称及び位置ですが、名称は中江川プレジャーボート等係留施設及び中川プレジャーボート等係留施設とし、いずれも河口近くに

設置します。

4 使用料については、大分県使用料及び手数料条例により定めることとしており、係留場所の幅が4メートルの区画を月額3千円とし、5メートルの区画を月額3,600円としました。

5 利用の許可と利用許可の取消し等を第4条から第5条に規定するとともに、7 造作等の制限と原状回復義務を第7条から第8条に規定し、乗降用のはしご等を設置する場合には許可が必要としました。

なお、利用申請や許可証の交付、許可期間など必要な事項については、規則で定めることとしています。

当該条例の御承認をいただいた後は、令和2年4月の施行に向け、引き続き、船舶所有者や地域住民と連携を図りながら、放置艇対策を推進します。

**外池港湾課長** 第76号議案大分県港湾施設管理条例等の一部改正について御説明します。資料の10ページをお開きください。

この条例は、1に記載しているとおり、港湾法に基づき港湾施設の使用等の許可を受けた者から徴収する使用料や占用料を定めたものです。

2の改正内容は三つあり、一つは放置艇対策に係る係留施設の使用料を設定するものです。

これは、昨年制定し、本年4月から施行された大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例に基づき、港湾区域内のプレジャーボート等の適正管理を推進するため、令和2年4月1日から小型船舶用泊地として水域に係留施設を設置し、使用料を徴収することから、その施設に係る使用料を設定するものです。

使用料の算定については、受益者負担の観点から、整備や維持等に要する経費から算出しています。

二つ目は、港湾施設使用料の一部について減額措置を延長するものです。

大分港大在コンテナターミナルのコンテナクレーンについては、競争力を確保し、利用促進を図るため、港湾施設管理条例の附則により本年9月末まで使用料を減額する措置を行っていますが、消費税率を適正に転嫁した上で、引き

続き、利用促進を図る必要があることから、期間を令和4年3月までの2年6月間、延長するものです。

三つ目は、消費税率の引上げに伴う改正です。

消費税法の改正により、令和元年10月1日から税率が引き上げられることから、使用料及び利用料金に適正に転嫁するため引上げを行うものです。

3の施行期日については、消費税率の引上げに伴う改正及びコンテナクレーン使用料の減額措置延長に関しては令和元年10月1日、放置艇対策に係る係留施設の使用料の設定については令和2年4月1日から施行することとしています。

**駕海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**堤委員** 港湾施設の関係で、減額措置の関係は、平成8年に作ってから延長、延長、延長と来ているみたいだけれど、これによって利用する企業は増えてるの。

**外池港湾課長** 九州の各港のコンテナクレーンの使用量を見てもみますと、大分港の競争相手と考えられる細島港、志布志港、それから博多港等々が大体大分県と同じ2万6千円程度です。これらの港と同等に競争をしていくという観点で減免をしており、この減免ゆえに現状維持を続けていると我々は考えています。

**堤委員** ということは、他港より高くすると船が来なくなる。でも船は利便性で来るでしょう。博多港とか、大きな物流とかやっぱりいろいろあるからね。そこと料金は仮に一緒にしました——ちょっと低いのかな、これ。（「博多港とほとんど一緒です」と言う者あり）一緒やろう。（「はい」と言う者あり）それで、量が増えるとはあんまり思えないんだよね。結局、同程度で推移するであろうという、希望的観測のもとでずっと何十年間か減額措置してるんだけど、そこはちょっと疑問が残るところです。これはもういいです。

**御手洗副委員長** 中川、中江川には数え切れないとは言わないけれども、かなりのボートが係

留されていますが、この整備によって、全て整理できるということなんですか。

**古庄河川課長** 河川についてお答えします。

河川については、水の流れというのがあり、なかなか本来は設置することができない箇所です。そういった中で、この中川、中江川に暫定係留施設を設置することにより、不法に泊めている、他の河川に泊めている船をこの箇所に一時的に持ってきます。最終的には港湾などに持っていくような形に努めたいんですが、少なくとも今回は設置場所を作ることによって、佐伯の河川に泊まっているプレジャーボート等については、基本的にこの箇所に誘導していきたいと思っています。

**御手洗副委員長** 中江川、中川以外にも、かなりの河川に泊まっている。恐らく手続は取らんで置いているんだろうと思うんですね。そうになると、今度整備することによって、誘導して設置場所にということですが、ここは有料です。今は無料ですから、放置船もかなりあるんですよ。整備できればいいことなんですけれども、どうなんですかね。1年間でやるということなんです。今、プレジャーボートはあちこち置いてるんでね。堅田川も置いているし、木立川も置いているし、番匠川も置いているしというのが全部整理できるんですか。

**渡辺土木建築企画課長** まず、河川にプレジャーボート等を置いてはいけないというのが前提です。しかしながら、ずっと置いているという経過があるので、どうするかということで、県としても非常に頭を悩ませているところです。基本的には、今ある船については、港湾等に施設があるので、空いているところに移動していただくというのがまずは前提です。

それから、農林水産部の所管ですが、漁船は空いている漁港もあるやに聞いていますが、ただ場所が遠いといった事情で、やっぱり近くに置きたいという方もいて、所有者の意向というのがあります。そこも勘案しながら、まずは中川、中江川について今御意向を全て確認しています。取りあえず置ける方については暫定係留

施設へという形で整理したということです。

そのほかの河川については、これからやっていきますが、なかなか県民の厳しい御指摘もありますけれども、そこは厳しいながらも温かい目で県の取組を見守っていただきたいと考えています。何としてもやりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に、御質疑等もないので、まず、第73号議案について採決します。

本案は、原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案について採決します。

本案は、原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**堤委員** さきほど出たプレジャーボートについては別に反対しないんだけど、消費税と例のコンテナクレーン等々の問題がありますから、これはやっぱり反対せざるを得ません。

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について及び第75号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**古庄河川課長** 第74号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について御説

明します。資料の11ページを御覧ください。

この条例は、1に記載しているとおり、河川法第32条第1項の規定に基づき、許可を受けて河川の流水等を占有する者や土石等の河川産出物を採取する者から、占用料等を徴収するために必要な事項を定めたものです。

改正の理由及び内容としては、2に記載しているとおり、消費税法等の改正により消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、別表第一のうち流水占用料及び別表第二の河川産出物採取料について消費税率の引上げを反映した額に改めるものです。

施行日は、改正消費税法施行日と同日の令和元年10月1日としています。

続いて、第75号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について御説明します。資料の12ページをお開きください。

この条例は、1に記載しているとおり、海岸法第11条の規定に基づき、許可を受けて海岸や海底の土地を占有する者や、土石等を採取する者から占用料等を徴収するために必要な事項を定めたものです。

改正の理由及び内容としては、2に記載しているとおり、消費税法等の改正により消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、別表第二の土石採取料及び採取料について消費税率の引上げを反映した額に改めるものです。

施行日は、改正消費税法施行日と同日の令和元年10月1日としています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第74号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案大分県入港料条例の一部改正について及び第78号議案港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。**外池港湾課長** 第77号議案大分県入港料条例の一部改正について御説明します。資料の13ページを御覧ください。

この条例は、1に記載しているとおり、港湾法に基づき入港料の徴収について必要事項を定めたもので、対象となる港湾や船舶は、大分港に入港する700トン以上の船舶となっています。

改正内容は、消費税率の引上げに伴う改正であり、令和元年10月1日から税率が引き上げられることから、入港料に適正に転嫁するため引上げを行うものです。

施行期日については、改正消費税法の施行日と同日の令和元年10月1日としています。

続いて、第78号議案港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について御説明します。資料の14ページ

をお開きください。

この条例は、1に記載しているとおり、港湾法に基づき占用料及び土砂採取料の徴収に関し、必要事項を定めたものです。

2の改正内容ですが、消費税率の引上げに伴う改正であり、令和元年10月1日から税率が引き上げられることから、土砂採取料に適正に転嫁するため引上げを行うものです。

施行期日は、改正消費税法施行日と同日の令和元年10月1日としています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第77号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第79号議案大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について執行部の説明を求

めます。

**高橋砂防課長** 第79号議案大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について御説明します。資料の15ページをお開き願います。

この条例は、1に記載しているとおり、許可等により砂防設備の使用又は砂防設備である立木等の伐採若しくは芝等を採取する者から、砂防法第27条の規定に基づき使用料等を徴収するために必要な事項を定めたものです。

2の改正理由は、消費税法等の改正に伴い、改正後の消費税率を萱等の採取料に適切に転嫁するためです。

3の改正内容は、萱等の採取料について、表示のとおり改正を行うものです。

4の施行日については、改正消費税法施行日と同日の令和元年10月1日としています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**堤委員** これはちょっと説明を聞きながら思ったんやけど、必要なんですか。戦後やったら分かるんで、萱とか笹とか。実際にはまだ必要あるのかなと思って。どうですか。

**高橋砂防課長** この条例で使用料と採取料とを定めており、使用料は年間40万円程度あります。ただ、採取料は過去の実績はありません。ただ、今これを廃止すべきかどうかというのは、ちょっと今のところ判断ができません。住民の方から採取の申出があれば、この条例に基づいて料金をいただいてということになります。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託議案の審査を終わります。

次に、請願処理結果について執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

**高橋砂防課長** 第1回定例会で採択された請願35-2宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の土砂災害の防止に関することについて、請願の処理状況を御説明します。

黄色の表紙の請願処理結果報告の3ページに処理の経過及び結果を記載しています。あわせて委員会資料の16ページをお開きください。

この請願は、駅館川の上流にある養豚場に起因する土砂災害を防止するため、災害危険区域に隣接する養豚場の開発行為や造成工事等に対し、防災上適切な対策の指導や助言を行うことを求めて、養豚場周辺の地域住民で組織する東・納持の環境を守る会から提出されたものです。

委員会資料の16ページは、現地周辺の航空写真です。

写真の中央に位置している建物が養豚場の施設で、周辺の黄色で囲んだ部分は、土砂災害警戒区域を表しています。

養豚場周辺の土砂災害警戒区域については、平成31年4月17日に出水期前の点検を実施しました。

点検では、警戒区域内の浸食状況、斜面の浮石や亀裂等を調査し、危険度は低いと判断したところです。結果については、5月22日に宇佐市へ報告を行っています。

なお、養豚場施設の下側にある市営住宅は、老朽化等により現在は使用されておらず、住居者はいません。

養豚場の左側に青で表示しているのが、養豚場事業者が設置した構造物の位置で、下の写真が構造物の状況です。

敷地内の構造物については、建築基準法を所管する宇佐市が、所有者に対して安全性の確認を求めていると報告を受けています。

県としては、今後も宇佐市に対して技術的な

助言を行います。

**鴛海委員長** 以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

**御手洗副委員長** 今、この市営住宅には入居されていないんですね。いないんですけども、市営住宅と養豚場はどちらが先にできたの。

**高橋砂防課長** 正確には、そこはまだ確認していません。

**御手洗副委員長** 予測するんですけども、養豚場があるから市営住宅には誰も入らなかった、あるいは老朽化したからなくなったのか。

**樋口建築住宅課長** 市営住宅に関してですけども、建設年度については、資料を持ち合わせてませんけれども、周辺にも同じような市営住宅を宇佐市が持っています。中でも、この地域のこの棟に関しては、昨年の災害時のときには1名いらっしゃいましたけれども、すぐ避難をして近くの空き住戸の方に移ったということです。現在は入居者はいないという状況です。

**御手洗副委員長** 何のことか分かりにくいかと思うんですけども、要するにこの養豚場について、宇佐市は許可しとるんでしょうね。だからできたと思うんですが。

**樋口建築住宅課長** 許可に関しては、まず一つは、この写真を見ていただくと、三つの青い構造物があります。これは建築基準法上、擁壁に該当するかどうかという判断が必要になります。そこで請願処理結果の報告にあるように、今、特定行政庁である、建築基準法を所管している宇佐市から所有者に対して、その擁壁の構造——どういふふうに積まれているのか、どういふふうに補強されているのかということ報告するように求めているところです。その内容が出てきたら、建築基準法上の構造とか、土の圧力の関係とか、構造計算等の確認を宇佐市がすることになります。宇佐市にはその確認結果を報告するよう依頼しています。そこで基準に合致しないとか疑義があるような場合は、我々も技術的な助言をすることになっています。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕



**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、去る6月4日から、27日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめに入ります。

県内所管事務調査では、道路事業について多くの質疑がありましたので、生活の安全・安心を高める道路整備について執行部に説明をお願いしたいと思います。

**藤崎道路保全課長** 生活の安全・安心を高める道路整備について説明します。

資料の17ページを御覧ください。

左側を御覧ください。道路保全課が所管している道路整備についてです。

一つ目は国土強靱化を進める防災・減災対策で、緊急輸送道路上の法面对策や橋梁の耐震化を行っており、大規模災害が発生した際に救命、救援活動を支える緊急輸送道路の確保に努めるものです。

また2番目として通学路の歩道整備等の交通安全対策です。本年度大津市で発生した事故を踏まえ、毎年行っている通学路合同点検に加え、未就学児の移動経路についても学校や警察などの関係機関とも連携しながら、対応するよう取り組んでいるところです。

3番目として橋梁・トンネル等の道路施設の老朽化対策で、定期的に行う点検の結果をもとに、必要に応じて順次対策を行っているところです。

4番目として適切・効率的な維持管理で、日常のパトロールに加え夜間や異常時にも随時パトロールを行い、事故防止に努めるとともに、道路照明のLED化や防草対策など維持管理の効率化も図っているところです。

次に右側を御覧ください。特に国土強靱化を進める防災・減災対策としての道路法面对策です。南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、緊急輸送道路上の法面对策や、孤立集落を解消するため、国の3か年緊急対策費を積極的に活用し重点的に整備しています。

次に18ページをお開きください。

現在、県内初となるラウンドアバウトの導入に向けて、国道500号と県道山香院内線が交わる宇佐市安心院支所前の交差点において、本年10月より社会実験に着手する予定としています。

ラウンドアバウトは、信号制御が不要な円形交差点で、交通事故の抑制効果等も期待できることから、全国31都府県87か所において導入されています。

主な機能・効果としては、交差点手前で必ず徐行するため、重大事故の削減が図れる、また、赤信号による無駄な待ち時間の削減が図れるほか、赤信号での停止がなくなることによるアイドリング時間の短縮による環境負荷が低減されるなどがあります。

県では、平成29年度より導入の検討を始め、昨年度には、学識者や有識者も交えた大分県ラウンドアバウト検討委員会を設置し、技術的な面はもちろんのこと、障がいを抱える方々や運輸・運送業に携わる方々など、多角的見地からの意見、要望を取り入れながら、10月から社会実験を行うよう取り組んでいます。今後は、県内所管事務調査の際にも御意見をいただいた歩行者の安全確保を含め、様々な検証をしていきたいと考えています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

**吉村委員外議員** 一点だけ。後で教えていただければ大丈夫です。

県道610号松岡日岡線なんですけども、この前、自転車事故があったところなんですけど、そこだけに限らず、特にその線は太陽光発電の街灯がポイント、ポイントに結構たくさん付いてるんですけど、全て消えています。ちょっと前に大分東警察署経由で声はかけているんですけど、またその状況が分かりましたら、後ほど大丈夫ですので教えてください。

**藤崎道路保全課長** 分かりました。じゃあ後ほど。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

**渡辺土木建築企画課長** 平成30年度予算の繰越しについて御報告します。

土木建築委員会資料の19ページの繰越額年次推移表を御覧ください。

平成30年度から令和元年度への明許繰越しについては、繰越限度額を30年第3回及び第4回定例会並びに31年第1回定例会で、御承認をいただいたところです。

その限度額については、一般会計と特別会計を合わせて、表の右下、太枠で囲んでいる合計欄にあるとおり、430億2,667万3千円で、前年度に比べ約66億円の減となっています。

これは、平成29年九州北部豪雨や台風第18号の災害復旧事業などがあった29年度の最終予算と比べると、一般会計と特別会計を合わせた平成30年度の最終予算が、約148億円の大規模な減額となったことが大きな要因です。

その確定額は、その下にあるとおり、321億1,523万6千円で、限度額に占める確定額の割合は74.6%となっています。

これは、前年度の災害復旧事業の影響があったものの、繰越しの早期承認を活用した工事着手時期の前倒しを行うことで、事業の進捗を図ったものです。

また、事故繰越しは、最下段の右側にあるとおり、61件 12億8,700万円です。

いずれも、平成29年九州北部豪雨や台風第18号による災害復旧に関連する事業において、用地の取得にあたり相続関係の処理に不測の日数を要し工事の発注が遅延したことなど、やむを得ない事由により、事故繰越しとなったものです。

今後も引き続き、繰越しの早期承認などを有効に活用するとともに、事故繰越しの縮減に向けて、鋭意、事業の執行に努めていきたいと考えています。

続いて、土木建築部関係の指定管理施設の利用料金の改定及び指定管理者の更新について、御報告します。

委員会資料の20ページをお開き願います。

まず、1の指定管理者制度導入施設の状況の表を御覧ください。

現在、指定管理者制度を導入している土木建築部所管施設は、①の大分県リバーパーク犬飼など計7施設です。

そのうち、①の大分県リバーパーク犬飼を除いた②から⑦までの6施設の使用料については、令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、引上げ分を使用料に転嫁することとしており、今議会に使用料及び手数料条例の一部改正案を提出しています。

一方、利用料金制を採用している①の大分県リバーパーク犬飼及び②の別府港機械管理駐車場等の2施設については、施設の設置条例に基づき、利用料金の改定を行う予定としています。

また、大分県リバーパーク犬飼、大洲総合運動公園の2施設については、表の一番右の指定期間のとおりに、今年度末で指定管理の期間が満了となり、指定管理者の更新の対象となります。

それでは、まず利用料金の改定について御説明します。2の指定管理施設の利用料金の改定についてを御覧ください。

利用料金制は、四角囲みにありますように、利用料金を指定管理者自身の収入として収受するものであり、施設の設置条例で規定する上限・下限の範囲内で、県の承認を受けて指定管理者が利用料金の額を設定することになっています。

今回の改定の基本的な考え方ですが、使用料と同様、消費税率の引上げに対応して、当該利用料金の改定を行うものです。

改定金額については、その下の指定管理施設の利用料金改定(案)の表を御覧ください。

まず、大分県リバーパーク犬飼では、多目的

グラウンド使用料及び艇庫使用料をそれぞれ2%程度引き上げます。

また、別府港機械管理駐車場等では、駐車場使用料収入の全体を2%程度引き上げるよう、表の区分のとおり、それぞれの料金を改定するものです。

次に、指定管理者の更新について、御説明します。21ページを御覧ください。

3の指定管理者の更新についてですが、今回の更新対象施設のうちリバーパーク犬飼は、

(1)の表のとおり、多目的グラウンド2面とカヌー艇庫が主な施設で、現在は豊後大野市が指定管理者となっています。

また、大洲総合運動公園は硬式野球場、テニスコートなどが主な施設で、体育保健課が所管する大分県立総合体育館と一括して、ファビルス・プランニング大分共同事業体が指定管理者となっています。

次に、(2)の指定期間・選定方法についてですが、両施設ともに令和2年4月から令和5年3月までの3年間を公募により選定することとしています。なお、大分県立総合体育館のうちフェンシング場を除く体育館部分は、令和2年4月に大分市へ移管される予定です。

(3)の目標指標についてですが、両施設とも利用者数を目標指標とし、リバーパーク犬飼については、前回の目標値と同様の年間9,600人とし、大洲総合運動公園については、施設の稼働率等を勘案し、過去3年間の平均値を基に年間18万8千人としています。

次に、今後のスケジュールについて御説明します。22ページをお開きください。

まず、大洲総合運動公園については、8月中旬に大分市と共同で募集を開始し、10月中旬までの約2か月間募集を行う予定です。

また、リバーパーク犬飼については、9月下旬に豊後大野市と共同で募集を開始し、10月下旬までの約1か月間募集を行う予定です。

両施設の募集期間が異なるのは、リバーパーク犬飼について、豊後大野市が市所管分の施設をオートキャンプ場等のアウトドア施設へ改修する計画であり、市のリバーパーク犬飼条例の

改正の議決が、9月の市議会で得られた後に募集を開始するためです。それに伴い、募集期間が1か月程度短くなりますので、8月下旬にホームページ等で事前に募集の告知を行う予定としています。

最後に、上から二つ目の枠にあるとおり、第3回定例会で債務負担行為予算議案を御審議いただき、その後、第4回定例会で指定管理者の指定議案について御審議いただく予定としていますので、よろしくお願ひします。

**鴛海委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、次に③と④の報告をお願いします。

**山本建設政策課長** 続いて、資料の23ページを御覧ください。

大分県地域強靱化アクションプラン2019の策定について御説明します。

アクションプランの構成についてですが、平成27年度に策定した大分県地域強靱化計画を着実に推進させるための主要施策をアクションプランで明示しており、毎年度策定して各施策の進捗管理を行っています。

アクションプランは、3章から構成されており、第1章はプランの位置付けと構成、第2章は各プログラムの推進計画等、第3章はプログラム推進のための主要施策となっています。

次に、資料の24ページをお開きください。

第1章プランの位置付けと構成ですが、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を踏まえた重点的な取組を追記しました。

また、達成された代表的な指標を整理しており、これまでに全148指標のうち37指標が達成されています。

第2章では、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を踏まえた重点的な取組について津波、浸水被害、土砂災害、情報伝達の不備、孤立集落の発生、農地・森林等の荒廃など

14のリスクに備えるハード及びソフト施策をまとめています。具体的には、浸水対策では、広域河川改修事業として、河川内樹木伐採や河床掘削など短期間で治水安全度が図れる対策を実施します。

情報伝達関係では、河川緊急情報基盤整備事業として河川水位情報等を災害時でも適切に提供できるための観測機器設備改修、避難行動の判断情報となる河川カメラの整備を実施します。

第3章では、プログラム推進のための主要施策を記載しており、第2章の推進計画にあわせて整理しています。

策定スケジュールについてですが、6月17日に幹事会を行いました。今後、大分県地域強化推進委員会委員長の決裁、7月末公表に向け、作業を進めているところです。

**種蔵道路建設課長** 豊ちゃく2019について御報告します。

委員会資料の25ページを御覧ください。

豊ちゃくは、今後5年間の道路の開通目標を公表することにより、職員の事業進捗管理意識の徹底及び県民への説明責任向上などを目的に平成16年度から実施している取組です。

まず、上の表の豊ちゃく2018の達成状況を御覧ください。

平成30年度は、杵築市の主要地方道大田杵築線（溝井工区）の1.9キロメートルなど、49区間15.4キロメートルの開通目標を掲げて、整備に取り組みました。

その結果、52区間16.0キロメートルが開通し、目標を上回ることができています。

その下の豊ちゃく2019の開通目標を御覧ください。

今年度も、今後5年間に開通を目指す140区間52.5キロメートルについて、県民の皆さんに事業スケジュールや期待される効果を公表したいと考えています。

特に、今年度の開通目標としては、大分空港道路4車線化の4.1キロメートルや一般県道大泊浜徳浦線（深江工区）の0.87キロメートルなど、全体で47区間16.0キロメートルを予定しています。

今後も、事業進捗管理の徹底を図り、豊ちゃくにに基づき着実な事業の推進に努めます。

**篤海委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**篤海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**篤海委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑤と⑥の報告をお願いします。

**種蔵道路建設課長** 大分県自転車活用推進計画の策定に係る進捗状況について報告します。

委員会資料の26ページをお開きください。

平成28年12月に自転車活用推進法が成立し、昨年6月に自転車活用推進計画が閣議決定されたことを踏まえ、大分県版の計画策定に向けて、昨年度から作業を進めてきました。

具体的には、安東副知事及び関係部長で構成する委員会を設置し、検討を進めるとともに、有識者会議に諮り、様々な立場から幅広い意見をいただきながら、計画案を取りまとめたところです。

計画案では、国の計画を踏まえつつ大分県の事情を反映し、自転車利用の促進等による健康寿命日本一の実現、サイクリスト・フレンドリーな「おんせん県おおいた」の実現、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、自転車事故のない安全で安心な社会の実現の四つの目標を掲げ、12の施策により自転車の活用を推進します。

なお、国の計画が3か年の2020年度までで見直されることから、県の計画期間も翌2021年度までの3か年とし、計画の実施状況や社会情勢を踏まえ、見直しを行います。

今後のスケジュールは、8月中にパブリックコメントを行い、10月頃には計画を完成させ、県民や市町村等に周知を図りながら自転車の活用についての機運醸成を行うとともに、各施策の具体的な取組を進めます。

続いて、平成29年12月に契約した国道212号の仮称鎌手トンネル工事の進捗状況について御説明します。

委員会資料27ページを御覧ください。

本事業は、日田市大山町の国道212号において、急カーブが多く幅員が狭い上、急峻な地形から落石が発生するなどの課題があるため、延長2,400メートルの響峠バイパスとして整備するものです。

本工事は、平面図の中央・赤色実線部の仮称鎌手トンネルのトンネル工事を行うものです。このトンネルは、延長613メートルであり、現地では、4月25日に掘削が完了し、現在は覆工コンクリート等の作業を順調に進めています。今後は、今年12月の完成を目指して工事を進めます。

28ページをお開きください。

次に工事の変更内容について説明します。

トンネル掘削時に軟弱層が出現したため、掘削時の作業員の安全を確保するために補助工法を追加したことにより増額するものです。

また、工事を進めるにあたり、工期内の労務単価や鋼材等の資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更し増額するものです。

これにより契約金額は、当初18億4,591万4,400円に対し約3億8千万円の増額を見込んでいます。

これについては、次回の第3回定例会議において金額変更の契約議案を上程したいと考えています。

**鴛海委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑦と⑧の報告をお願いします。

**高橋砂防課長** 大分県土砂災害避難促進アクションプログラムについて、御説明します。

資料の29ページを御覧ください。

平成30年7月の西日本豪雨では、県内の避難率が1%と著しく低かったことから、実効性

のある避難を確保するための取組の重要性を認識し、学識経験者、住民、ボランティア等からなる土砂災害に関する避難促進検討会議を設置しました。

会議では、避難行動を促進または阻害する要因を把握するため、近年、災害の被害が大きかった日田市、中津市、津久見市の土砂災害警戒区域内にある約6,000世帯を対象にアンケート調査を行いました。

その結果、過去の災害経験や防災教育等を通じた知識、家族や近所の人などからの手助け、声かけが避難の促進に大きく寄与することを確認したところです。

そこで、実効性のある避難を確保するため、行政と住民が連携して行う取組、大分県土砂災害避難促進アクションプログラムを取りまとめました。

具体的には、地域の防災リテラシーの向上のために、防災講座やハザードマップ、タイムラインを活用した避難訓練を実施します。また、地域コミュニティにおける共助の推進のために、防災リーダーを対象としたスキルアップ講座の開催などに、取り組んでいきます。

今後とも、土砂災害の防止と被害の軽減を図り、県民の安全安心の確保に努めます。

**樋口建築住宅課長** 大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について御報告します。

委員会資料の30ページをお開き願います。

平成31年第1回定例会中の土木建築委員会で、本計画の概要について報告したところですが、6月4日から7月4日までパブリックコメントを行い、県民からの意見を取り入れた上で、最終案をまとめましたので、改めて計画の概要について説明します。なお、前回の計画から追記や変更をした箇所に二重線を引いています。

資料左上の1計画の位置付けを御覧ください。

本計画は、図の中央に記載している大分県住生活基本計画の個別計画であり、平成29年10月に改正された住宅セーフティネット法第5条に定められたもので、計画期間は、上位計画にあわせ、令和7年度までの7年間です。

資料右上2策定の趣旨に示しているとおり、本

県の政策である子育て満足度日本一、健康寿命日本一の実現に向け、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給及び円滑な入居の促進に関する施策を官民一体となって、総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

4本計画の概要を御覧ください。主な施策として、民間賃貸住宅に関しては、円滑な入居の促進や管理の適正化を図るため、セーフティネット住宅の登録数を1,750戸とする目標を掲げています。今後は、福祉団体や不動産関係団体などで構成される居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者と賃貸人とのマッチング体制を構築することで円滑な入居を促進します。公的賃貸住宅に関しては、適正な住環境の提供と管理の適正化を実施するため、県、市町村などで構成する地域住宅協議会にて、大分県の公営住宅マスタープランを策定し、県と市町村が協働で公営住宅のマネジメントを実施します。

本計画に対するパブリックコメントに寄せられた海外からの留学生とともに生活する国内の学生にも配慮してほしいとの意見を踏まえ、留学生が多い本県の実態を考慮し、要配慮者に留学生の生活を支援する学生を加えました。今後、大分県居住支援協議会に説明を行ったのち公表する予定です。

**鴛海委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

**玉田委員** 今の住宅セーフティネットの関係ですけれど、住宅確保要配慮者の円滑な入居賃貸住宅の登録数というのは、厚労省と国交省のホームページを見ると、大分県の場合2戸となっています。そんなに少ないのかなと思って、びっくりしたんですけど、この数字は本当でしょうか。どうなってるのかなというのが一つ。急なので、分かってからでいいです。

もう一つは、そういう登録をするときに、民間だった場合に改修費とか補助制度があるやに聞いていますけれども、それを利用したところがあるのかなということ。

三つ目が、登録目標が1,750戸となっているんですけど、仮に登録数がさっきの2戸だったとすると、1,750戸というのはちょっと

と——多いほどいいんですけど、その辺の実現の見通しを含めてお話を聞きたいなど。

**樋口建築住宅課長** まず登録数ですけれども、今日現在で大分県内は12戸です。内訳は、大分市内に8戸、別府市内が4戸です。登録目標は1,750戸ですけれども、まず当初、全国で国交省が掲げたのが17万5千戸でした。そこから各県、数字が伸びないということがあり、登録料の廃止であるとか、そういった手を踏み、少しずつですが伸びている状況です。

ただ、委員おっしゃるように、目標値まではなかなか各県遠いということで、いろんな体制を組んでいますけれども、本県としては、まずはさきほど申し上げた支援協議会のメンバーをしっかりと増やして行って、支援法人も同時に増やさないといけないと思っています。登録数だけではなくて、登録した後のフォローを支援法人さんにしっかりとしていただくという、マッチングする体制を作っていけないと思っています。ちなみに支援法人が今、4施設です。

目標としては、やはり県内全域をカバーできるようにやっていきたいと思っています。1,750戸の目標値の算定については、国の算定式があり、その算定式に基づいて1,750と設定したところなんです。登録数を増やすことに関しては、協議会全体で努力していこうと思っています。

それから、国が実施している改修の補助ですけれども、県内ではまだ今のところ利用したという報告は受けていません。

**玉田委員** はい、分かりました。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**高橋砂防課長** 委員長、ちょっとよろしいでしょうか。

さきほど補正予算の中で、堤委員の質疑に対する説明で、市町村営の対象の箇所と整備済みの箇所の数字が一部間違っていましたので、訂

正させていただきます。

対象は約1万、対策済みが1,600という説明をしましたが、これは県営を合わせた数字でして、再度細かいところまで言うと、県営の対象が3,300か所で、対策済みが1,055か所です。市町村営の対象が7,597か所、対策済みが512か所です。

**鴛海委員長** 委員の皆さん、訂正をお願いします。

ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

委員の皆さま、この際、何かありませんか。

**志村委員** 国の国土強靱化に伴った県土強靱化でかなりの予算を組み立てていただき、各土木事務所も今準備をしていると思います。本当に効果の上がる事業ができてくると思うんですが、問題はその後、個々の家の耐震診断ですね。これが地震対策では非常に大きいと思っていますが、56年度以前の家屋については耐震診断の事業をずっとやってきましたけれども、それは今どうなっていますか。その進捗をまず聞きたいと思います。

**樋口建築住宅課長** まず、木造建築住宅の耐震診断ですけれども、事業としては住宅耐震化総合支援事業で継続しています。平成30年度の実績は、耐震診断が209件、改修に至ったのが45件です。それから、まだ分からないという方たちにアドバイザーの派遣制度があります。この派遣が260件の実績があります。29年度に比べるとそれぞれ伸びている状況です。ただ、29年は熊本地震の直後であったので、だんだん数字が伸びているんですけれども、実質耐震化の目標値としては、国の住宅・土地統計調査によって数字が出てくるので、令和2年度末にどのくらい伸びてきたのかというのが分かる状況です。大分県としては、現在のところ、令和2年度までに82%ぐらいまでは伸ばしていきたいなと思っていますところなんです。

そのほかに特定建築物の耐震として、大規模なホテル——これ、ホテルと店舗も耐震化が義務付けとなった施設があり、全20施設が対象ということで、平成28年10月にスタート

して公表しています。この進捗については、新聞でも出ましたけれども、杉の井ホテルなどが対象で、現在、設計に着手したのがそのうち17施設、それから改修に着手したのが16施設です。現在、完了したのがそのうち11施設で、約55%は改修が終わりました。まだ設計等着手してないところもあり、継続してオーナーさん等に今お話に行っているところです。

**志村委員** 令和2年度に82%という目標ですね。一時期ずっと余り人気になかった事業だったけど、随分利用者が多くなってきたような気がします。最近では、メーカーさんが造った住宅で、不良材料を使ったりして非常に不安だという声もある。最近のものだってそんなことが出てくるんですけれども、それはそれとして置いて、56年以降でも不安な家がやっぱり出てくると思うんですね。いつその方々に対する施策に手を伸ばすかということが、これから課題だと思うんですね。だから、それを少し考慮していきながら、82%という目標にできるだけ近づけて、次のステップに取り組んでいただきたいと思っています。ぜひその辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

**樋口建築住宅課長** 委員おっしゃるとおり、いろんな心配をされている方は多くいると聞きます。まず、さきほど申し上げたアドバイザーは一定資格を持って講習を受けた方に担っていただいております。また、我々行政に御連絡いただければ、派遣の手続きができます。そういった方たちの不安な部分の解消はできるかと思っています。

あわせて、さきほどの特定耐震等が進みますと、まだまだ耐震化の数字を上げるためにはいろんな施設もあります。今後の検討課題として、そういったところをどうするかを今考えています。引き続き検討していきます。（「どうぞよろしくをお願いします」と言う者あり）

**御手洗副委員長** 道路の維持管理になると思うんですが、交差点を含めて、横断歩道の白線が消えかかっているところがあります。昨年はおもてなし予算だったんですかね。今年は別枠でお願いしてるわけなんですけれども、学校周辺

を見ると、消えかかっているんじゃないくて、もう消えてしまっているようなところが多数あります。早急に安全上の取組をお願いします。要望だけしときたいと思います。

**鴛海委員長** 要望ということでよろしいですかね。（「はい、分かりました」と言う者あり）

ほかにないようですので、これをもちまして、土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員・土木建築部退室〕

**鴛海委員長** それでは、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

次に、前回の委員会で日程等を決定いただいた県外所管事務調査について、お手元に配布しています行程のとおり実施したいと思います。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**鴛海委員長** 以上、事務局に説明させましたが、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それでは、県外所管事務調査については、この案で決定します。

今後の変更については、私が判断させていただきますので、御一任願います。

なお、欠席される場合や、部分的に行程を変更する場合は、早めに事務局へ連絡してください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。